

西東京市

高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画（第6期）

—平成27年度～29年度—

いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち 西東京市
～みんなで作る豊かな高齢社会～

概要版



平成27年3月



西東京市

計画策定の趣旨と概要

1 策定の背景と趣旨

西東京市の人口は、平成16年以降微増傾向で推移していますが、高齢化の状況を見ると、平成26年10月1日現在の人口は198,026人、高齢者数は45,140人、高齢化率は22.8%と、4.4人に1人が高齢者となっています。今後も少子高齢化が進行し、さらなる高齢化が見込まれます。

国は、第6期介護保険事業計画の策定に向けて、「高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される『地域包括ケアシステム』の実現に向けた取組を進める」ことが必要だとしています。そして、地域包括ケアを実現するためには、①医療との連携強化、②介護サービスの充実、③予防の推進、④見守り・配食・買い物など多様な生活支援サービスの充実、⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者の住まいの整備、の5つの視点での取組が包括的、継続的に行われることが必須であるとしています。

平成27年4月の介護保険制度の改正に伴い、平成27年度からの第6期計画では、団塊の世代が後期高齢者に移行する平成37年(2025年)の高齢社会の姿を念頭に、長期的な視点に立って高齢者保健福祉施策を進めることになっています。

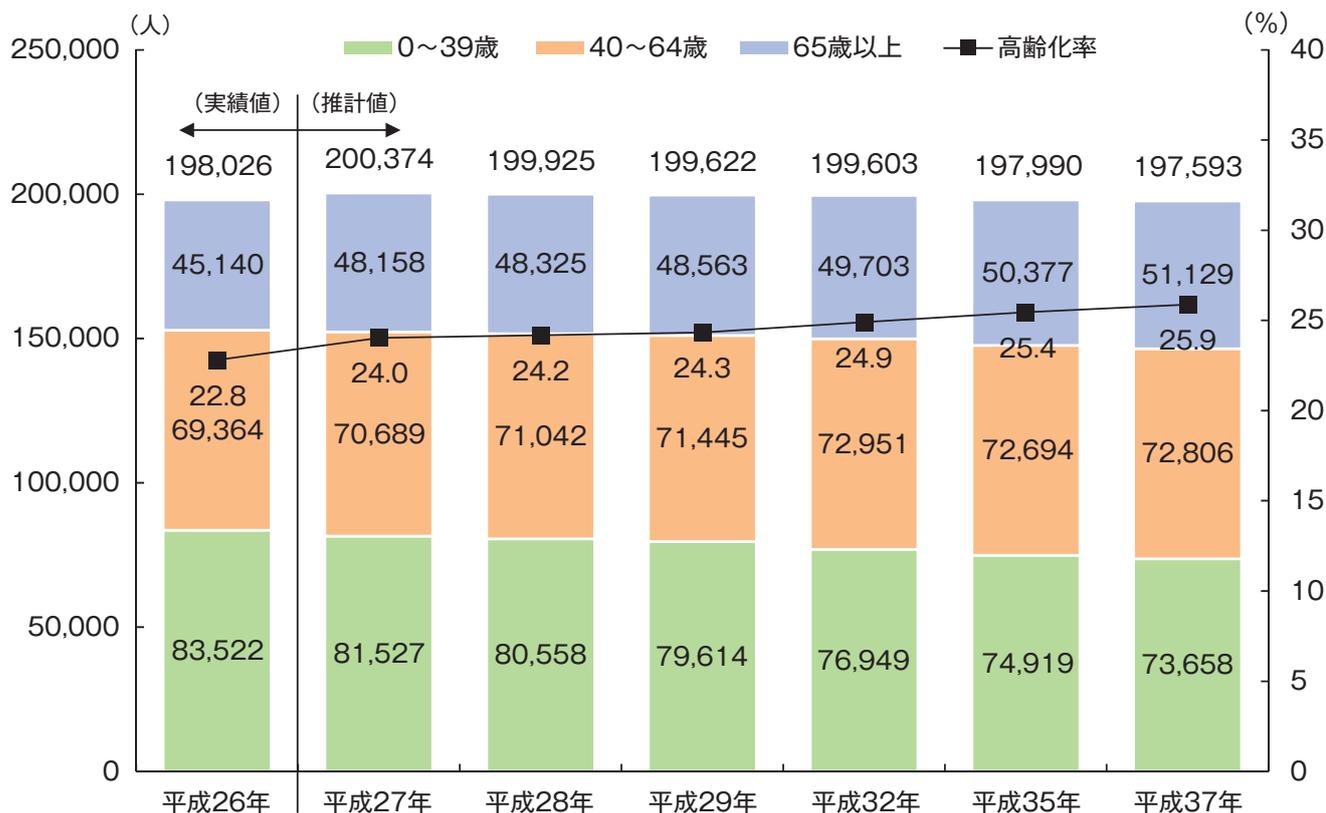
本計画は、このような背景を踏まえ、『高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第5期)』の基本理念などを受け継ぎ、発展させ、これまでの施策の進捗状況や新たな課題などを踏まえるとともに、平成37年(2025年)の西東京市における高齢社会の姿も視野に入れながら、今後3年間にわたる西東京市の高齢者保健福祉の考え方と目標を具体化するために、新たに策定するものです。

2 西東京市の平成37年(2025年)の姿

西東京市の人口は、平成27年に200,374人でピークを迎え、以後減少すると推計されています。平成37年(2025年)の総人口は、197,593人、65歳以上の高齢者人口は51,129人と推計されています。また、高齢化率は今後も上昇し続け、平成37年(2025年)には25.9%となると見込まれます。

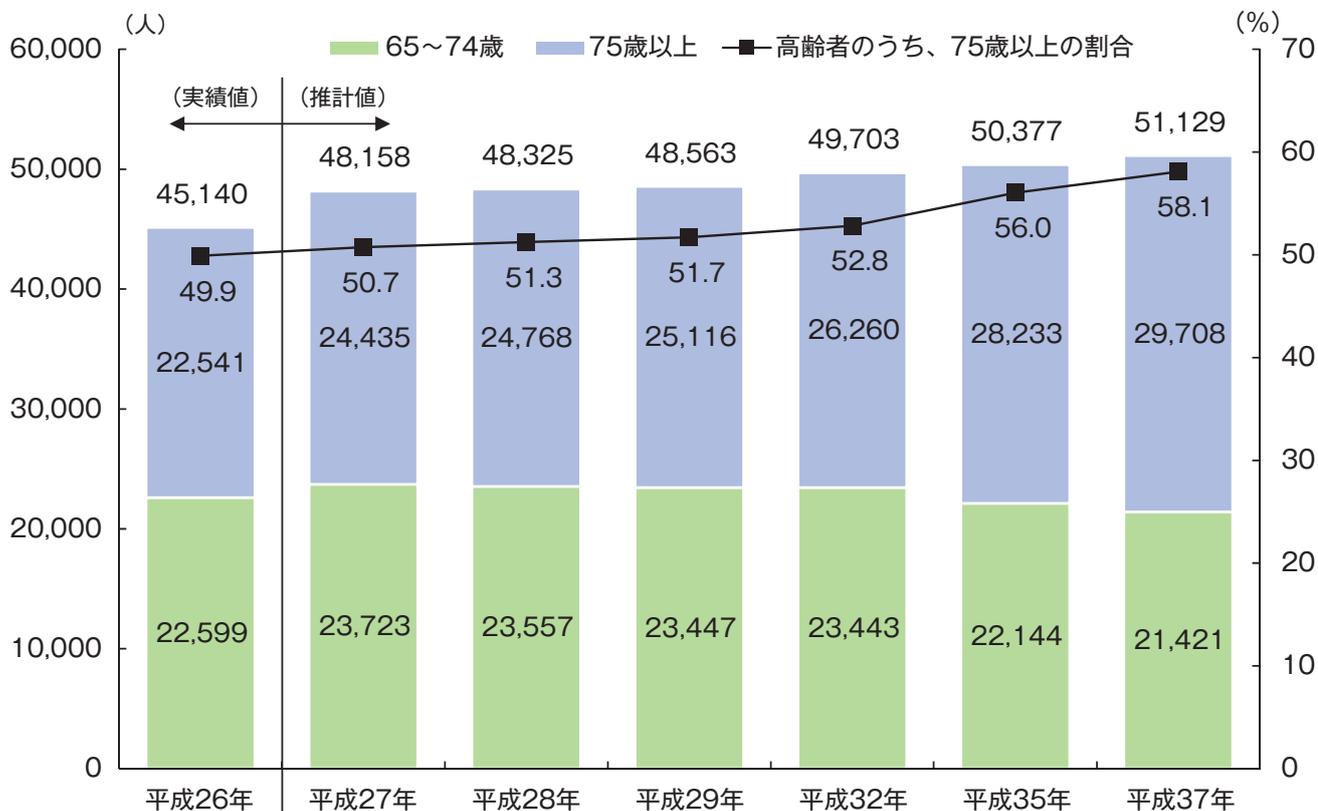
高齢者人口は、今後も増加することが推計されており、平成37年(2025年)には51,129人、そのうち75歳以上の後期高齢者の占める割合は58.1%になると見込まれます。

■人口推計



(注) 各年 10月1日現在
 資料：平成26年は西東京市住民基本台帳
 平成27年以降は西東京市人口推計調査報告書(平成23年12月)

■高齢者人口推計



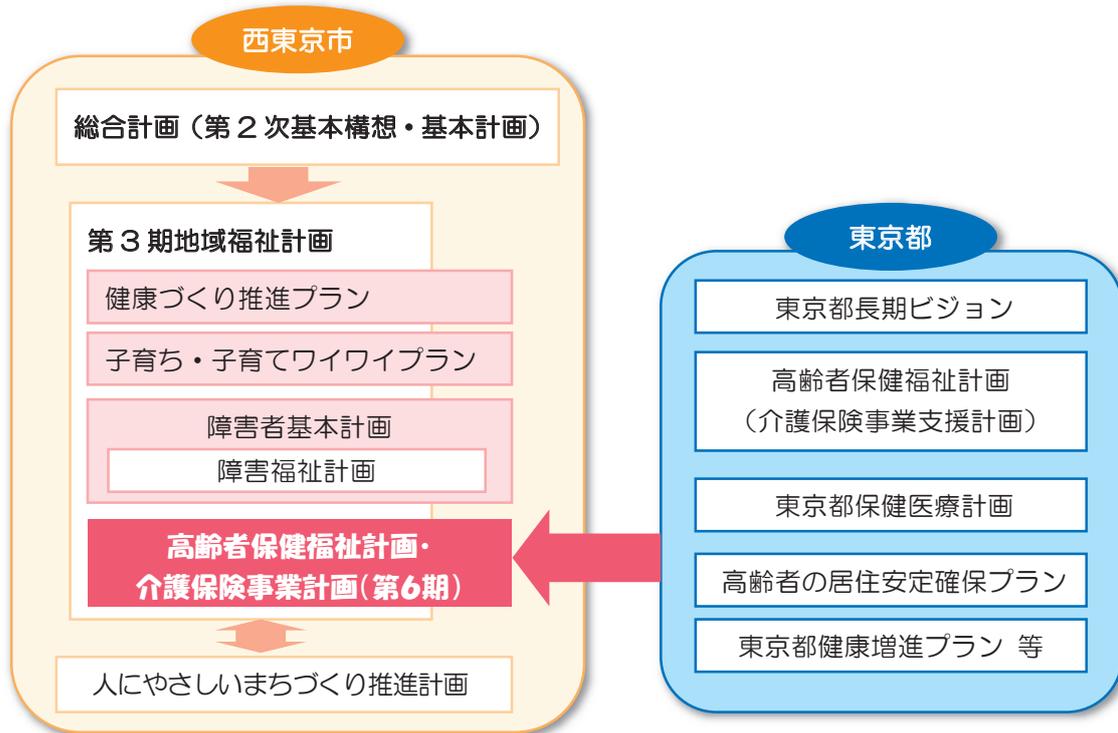
(注) 各年 10月1日現在
 資料：平成26年は西東京市住民基本台帳
 平成27年以降は西東京市人口推計調査報告書(平成23年12月)

3 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、第6期介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。

本市では、高齢者の福祉施策を総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）を策定するものです。



(2) 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年です。

計画の最終年度の平成29年度に見直しを行い、平成30年度を計画の始期とする第7期計画を策定する予定です。

■計画期間

区 分	2025 年												
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	
総合計画	第2次基本構想・基本計画												
高齢者保健福祉 計画・介護保険 事業計画		第6期計画			《平成37年（2025年）までの見直し》								
					第7期計画	第8期計画	第9期計画						
地域福祉計画	第3期計画				第4期計画								

計画の考え方

1 基本理念

本計画は、西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）の基本理念を継承し、「いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち 西東京市 -みんなでつくる豊かな高齢社会-」を基本理念として定めます。

いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち 西東京市
-みんなでつくる豊かな高齢社会-

2 基本方針

基本理念の実現に向け、本計画では5つの基本方針を定めます。

基本方針1 生きがい・健康づくり、介護予防事業の展開

社会参加等への支援、介護予防につながる身近な地域での自主的な活動が継続できるよう支援するなど、生きがい・健康づくり、介護予防を推進します。

特に今回の法改正で、新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されるため、介護予防や生活支援サービスの枠組みの中で高齢者自身がサービスの担い手として活躍できるしくみづくりを進めていく必要があります。

基本方針2 利用者の視点に立ったサービス提供の実現

介護サービスや生活支援サービスを必要とする高齢者の増加が予測されることから、利用者がそれぞれのニーズにあった適切なサービスを選択できる、利用者本位のサービス提供が求められています。

高齢者が安心して在宅生活を継続できるように、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な介護サービス、生活支援サービスの提供体制を整備していく必要があります。

基本方針3 住み慣れた暮らしを支えるしくみの実現

市民一人ひとりが地域課題の解決に向けて「お互いに助け合い、支え合う」意識を醸成し、地域で支え合うしくみづくりを進める必要があります。

また、後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加することが見込まれることから、認知症高齢者や一人暮らし高齢者等を地域で見守り、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

基本方針4 安心して暮らせる住まいとまちの実現

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の多様な住まいのニーズに合った支援や、公共施設等のバリアフリー化、防災・防犯の取組を充実させることで、高齢者が安心して暮らせる住まいとまちを実現します。

基本方針5 地域包括ケア体制の充実

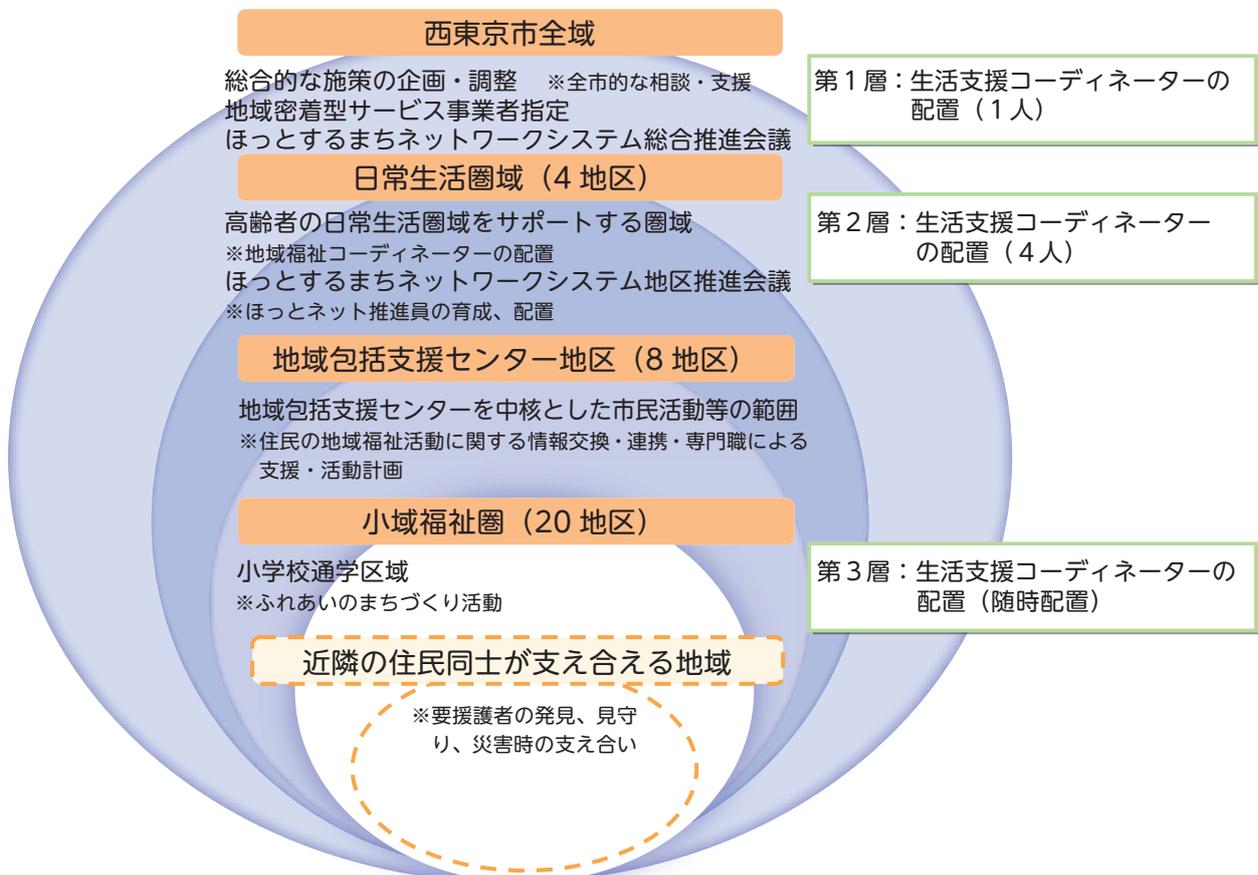
医療、介護、予防、住まい、生活支援の5つの視点による取組が包括的、継続的に行うことができるよう、地域包括ケア体制の中核的な役割を担う地域包括支援センター等の機能を拡充するとともに、医療や住まいなどのさまざまな地域資源を活かし、連携を強めることにより地域包括ケア体制の充実に取り組みます。

3 圏域設定の考え方

西東京市では、福祉サービスの提供や支え合い活動の「取組」や「しくみづくり」を効果的に展開していくために、4層の圏域（市全域、日常生活圏域（4地区）、地域包括支援センター地区（8地区）、小域福祉圏（20地区））を設定しています。

日常生活圏域は、身近な地域にさまざまなサービス拠点を整備し、たとえ要介護や認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤の整備を進めるために取り入れられた考え方です。

■西東京市の圏域設定の考え方

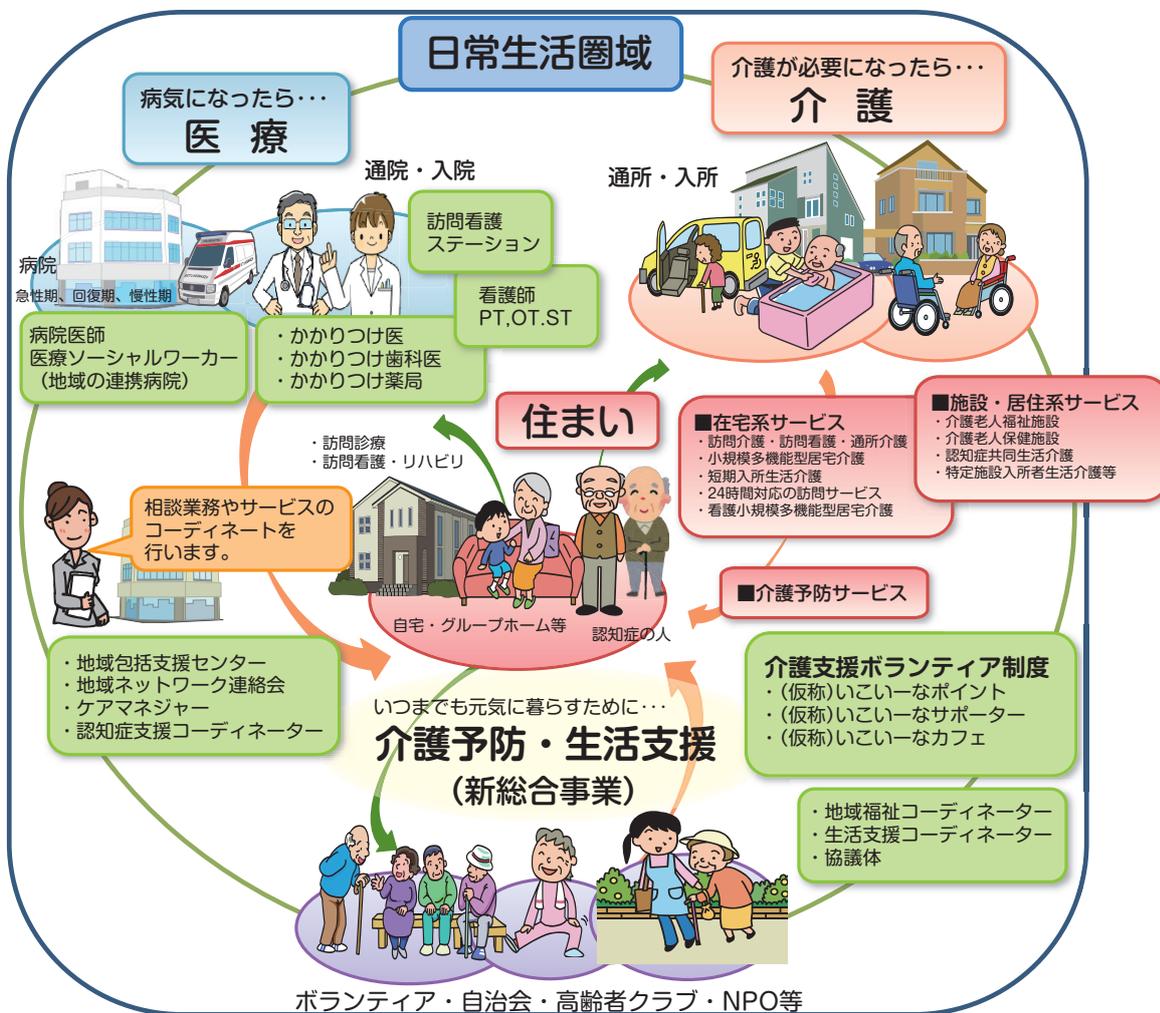


地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)を目途に、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 地域包括ケアシステムは、市が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。
- 平成27年度から「介護予防の推進」「地域の力を活かした支え合いの取組」「認知症の人とその家族への支援」「在宅療養の推進」の重点化

西東京市の地域包括ケアシステムのイメージ

健康長寿を目指し、自らの生活を持続できるよう、地域ぐるみで支え合うまち



4 重点施策

団塊の世代が後期高齢者に移行する平成37年(2025年)の高齢社会の姿を念頭に置きつつ、第5期計画からの継続性を見据え、今後3年間で特に重点的に取り組む施策として、次の3点を掲げます。

(1) 介護予防の推進

高齢者が安心して住み慣れた地域で健康に暮らし続けることができるよう、自分にあった健康づくりや介護予防に、高齢者自身が積極的に取り組むことができる施策を重点的に展開します。

▽介護予防・日常生活支援総合事業の実施

事業名【担当課名】・事業概要	目 標 値		
	平成 27 年度	平成 29 年度	
(仮称)生活支援コーディネーターの配置【高齢者支援課】	第1層 (市全域)	1人	1人
高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、役割としては生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングなどの取組を推進していきます。	第2層 (日常生活圏域)	4人	4人
	第3層 (小域福祉圏)	—	20人

▽地域資源を活用した多様な通いの場の整備

事業名【担当課名】・事業概要	目 標 値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
集いの場((仮称)いこいなカフェ)の整備【高齢者支援課】	(仮称)いこいなカフェの登録数(累計)		
サロン、カフェ等に登録を呼びかけ、市の認定カフェとして位置づけて、気軽に歩いて集える場所の整備を進めていきます。	—	60カ所	100カ所

▽社会参加を通じた介護予防の推進

事業名【担当課名】・事業概要	目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護支援ボランティアポイント制度（(仮称) いこいなポイント制度）の創設【高齢者支援課】	（仮称）いこいなサポーターの人数（累計）		
高齢者がボランティアとして、介護支援ボランティア活動を通じて、地域貢献することを奨励、支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進し、生き生きとした地域社会を創ることを目的とします。	—	200人	300人

（２）地域の力を活かした支え合いの取組 （認知症の人とその家族への支援を含む）

高齢者はこれまで人生で培ってきた、さまざまな知識・技術・経験などを持っています。それら高齢者自らが積極的に活かし、生きがいを持って、さまざまな地域活動に参加することによって、支え合う地域の実現を進めることが必要です。

西東京市でも今後、高齢化が一層進展し、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者等も増加することが見込まれます。高齢者や認知症高齢者、その家族の孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域が一体となって多世代による支え合いのしくみづくりを重点的に展開します。

▽地域での支え合い活動の推進

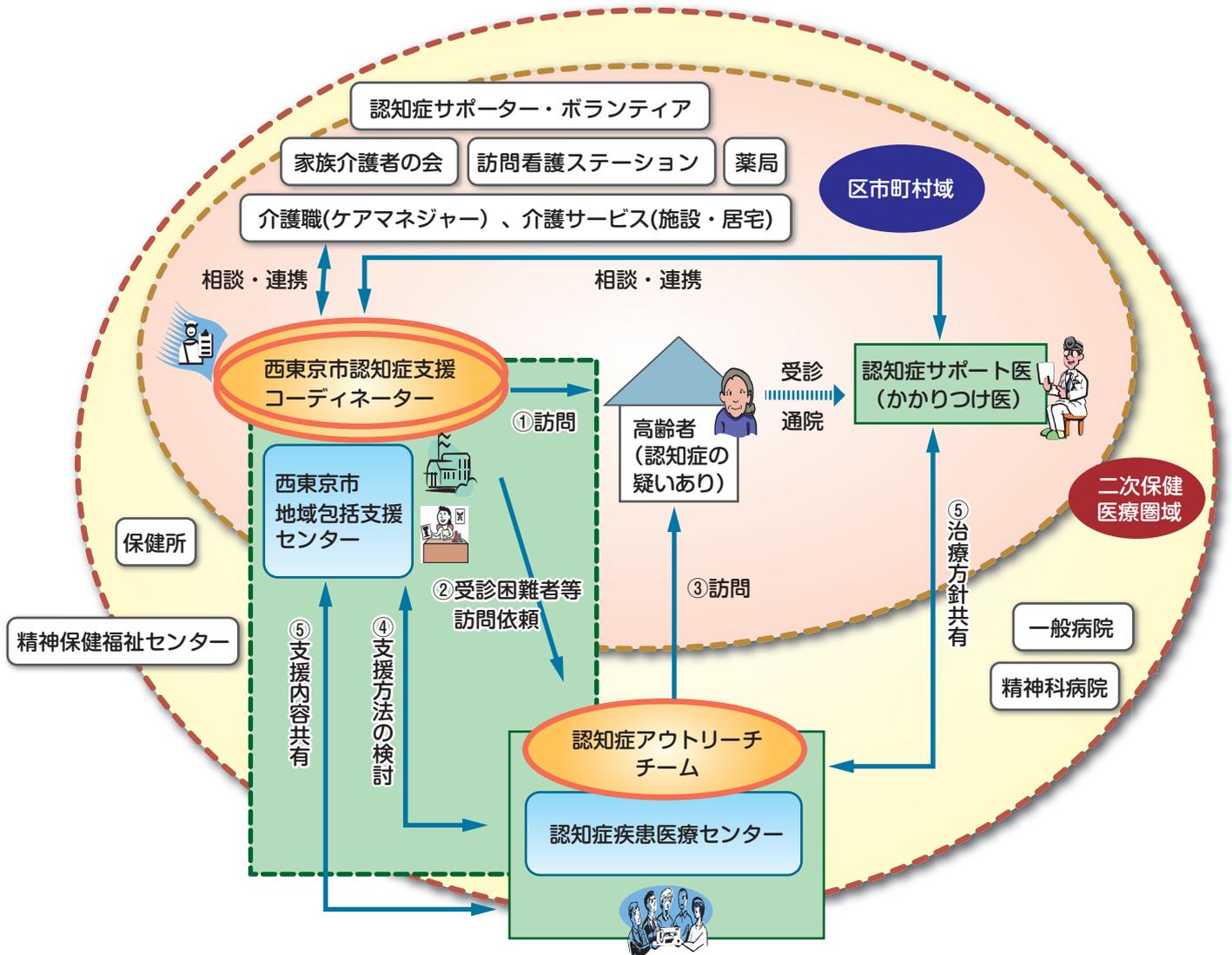
▽地域活動への参加を促進する情報提供の推進

▽認知症サポーターの充実と活動支援

事業名【担当課名】・事業概要	目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症サポーター養成講座の実施【高齢者支援課】 認知症サポーターの活動支援【高齢者支援課】	認知症サポーター養成講座新規受講者数（累計） 認知症サポーターの地域活動新規登録人数（累計）		
認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場等で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人として、「認知症サポーター」の養成をさらに進めていきます。	1,000人	2,000人	3,000人
また、認知症サポーター受講者が、さらに地域での見守り活動などの担い手として参加できるように支援していきます。	20人	40人	60人

- ▽認知症予防とケアのあり方の普及啓発や早期発見・早期対応
- ▽認知症高齢者の家族に対する情報提供と支援

認知症早期発見・早期診断推進事業のイメージ

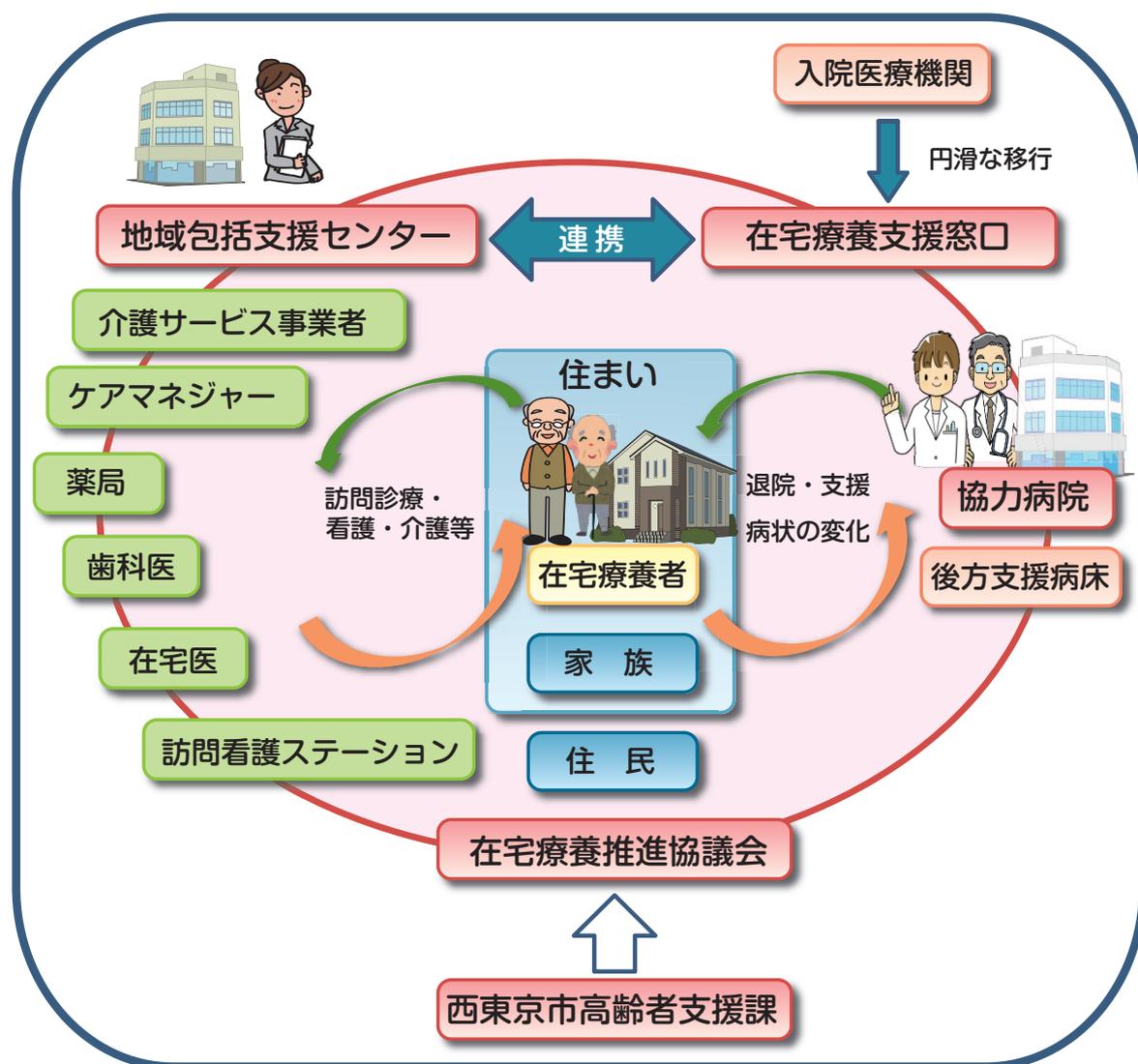


(3) 在宅療養の推進

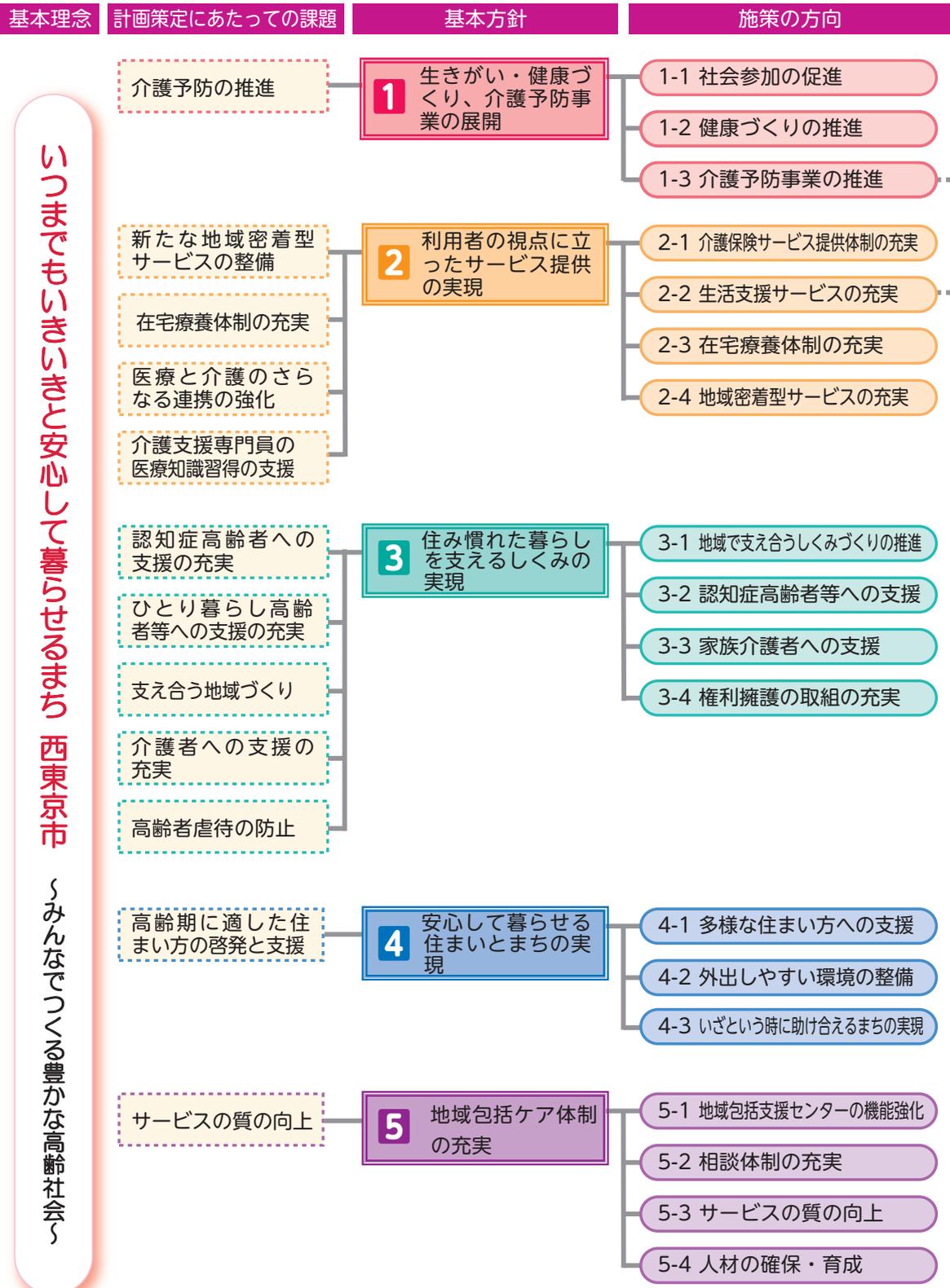
医療制度改革による在院日数の短縮化や高齢者人口の増加などにより、今後在宅で療養する高齢者は増加すると予測されています。医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療サービスと介護サービスを一体的に提供できるしくみづくりを重点的に展開します。

- ▽在宅療養の担い手の増加
- ▽多職種連携の推進
- ▽在宅療養に係る理解の促進と相談・支援

在宅療養の推進体制のイメージ



5 計画の体系



介護保険事業計画の考え方

1 基本的考え方

第6期計画においては、「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の2点を基本的な考え方とする介護保険制度改正が行われることとなりました。

西東京市においては、これらの制度改正に対応しつつ、住み慣れた地域で、在宅での介護・医療サービスや生活支援サービスを利用しながら、安心して暮らし続けられる地域密着型のシステムづくりを進めます。

また、要介護度が重度になっても、在宅、あるいは必要となる施設において、地域とつながりを持ちながら質の高いサービスが受けられるような環境づくりを目指します。そのための専門職や地域人材の育成を進める施策を推進することとあわせ、一人ひとりが介護に関心を持って、取り組むことができる地域での支え合い、意識の醸成を推進します。

さらに、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)までに、多くの高齢者が元気で暮らし続けることができる健康長寿のまちづくりを目指します。

2 地域密着型サービスの整備

西東京市では、身近な地域で暮らし続けることができる地域密着型サービスを重視し、これまで積極的に整備を進めてきました。第6期計画においても、引き続き地域密着型サービスの整備を進めます。

通所系・居住系サービスについては、原則として日常生活圏域ごとに偏りなく整備し、介護が必要になっても住み慣れた地域とのつながりを持ちながら、暮らすことができるための支援を行います。

第6期計画では、小規模多機能型居宅介護と認知症高齢者グループホームを整備するとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の導入を検討します。

＜第6期事業計画 平成27年度～平成29年度＞

年度	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症高齢者グループホーム	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
現在		7施設(120人)	3施設(75人)	21ユニット(188人)	各圏域に1箇所程度
27	市内全域で1事業所	—	—	—	
28		—	—	—	
29		—	1施設(29人)	2ユニット(18人)	
計		7施設(120人)	4施設(104人)	23ユニット(206人)	

(注) 1. 年度欄の“現在”は、平成26年度までの計画達成値である。
 2. 平成27～29年度の数値は各年度の新規整備量である。

3 地域支援事業の充実

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）の施行等により、第6期計画からは、地域支援事業を充実させることにより、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

西東京市では、介護予防・日常生活支援総合事業への移行、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進などに対し、関係機関、事業者との連携のもと、市民ニーズと地域の社会資源を踏まえ、適切に対応します。

（1）介護予防・日常生活支援総合事業への移行

西東京市では、平成28年4月から予防給付のうち、訪問介護と通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。

（2）在宅医療・介護連携の推進

医療介護総合確保推進法により、新たに在宅医療・介護連携推進事業が創設されました。在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする在宅で生活する高齢者に対し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の円滑な連携を推進することを目的としています。

西東京市医師会では、平成26年10月、保健・福祉・医療の多職種が参加する在宅療養推進協議会を設置し、市との連携により、在宅医療・介護連携推進事業の検討を進めています。

なお、平成28年4月から、在宅療養推進協議会を市が継承し、引き続き在宅医療・介護連携の取組を推進します。

（3）認知症施策の推進

平成26年10月から認知症支援コーディネーターを配置し、認知症疾患医療センターとの連携の下、認知症高齢者の早期発見、早期診断に取り組んでいます。

（4）生活支援体制整備事業の推進

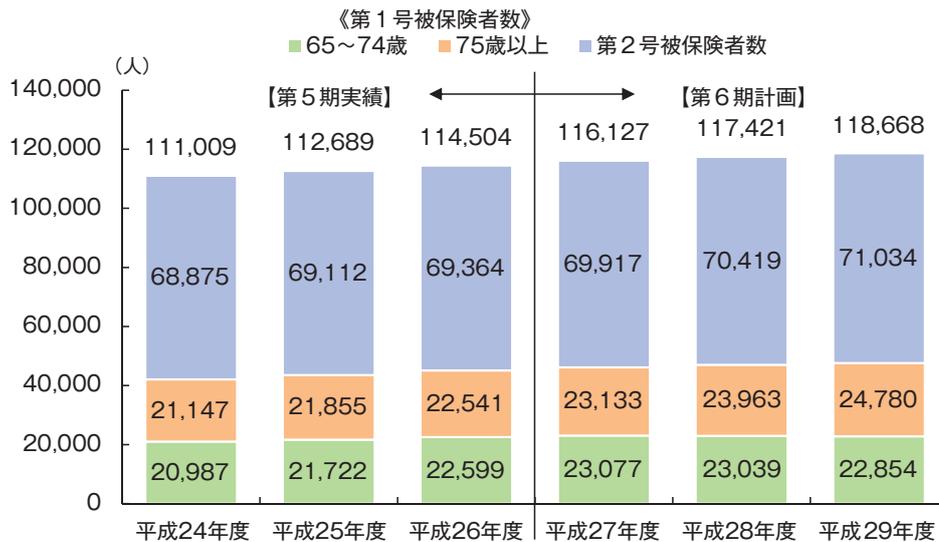
平成27年4月から（仮称）生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援・介護予防事業を推進します。

介護保険事業の見込み

1 被保険者数

西東京市の第1号被保険者数は、平成26年度(10月1日現在)の45,140人から平成29年度(第6期計画期間の最終年度)には、47,634人と5.5%程度の増加を見込みます。

■被保険者数の見込み

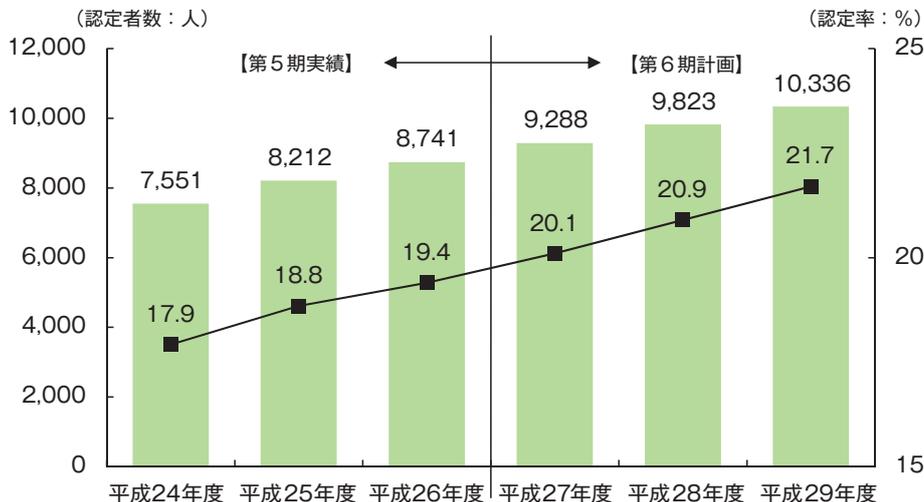


2 要支援・要介護認定者数

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数は、平成26年度(10月1日現在)の8,741人から平成29年度には10,336人と18.2%程度増加し、対前年度比で6%程度の増加を見込みます。

認定率(対第1号被保険者)は平成26年度の19.4%から、平成29年度には21.7%になると見込みます。

■要支援・要介護認定者数の見込み

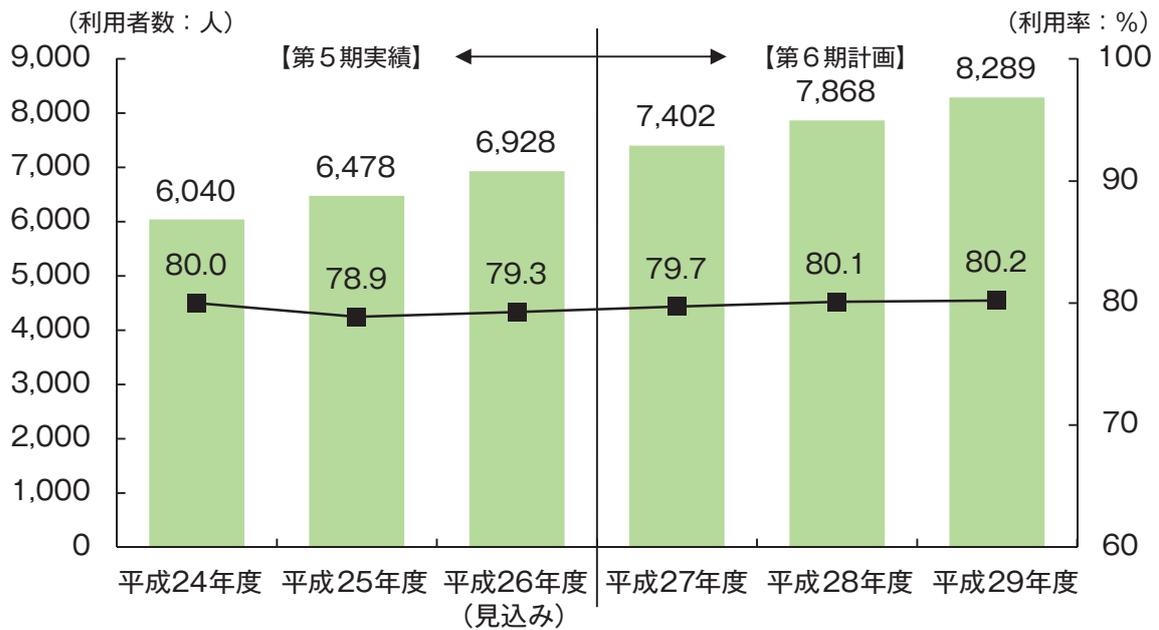


3 介護保険サービス等の利用者数

今後見込まれている要支援・要介護認定者数の増加に伴い、介護保険サービス等の利用者数も増加傾向で推移し、平成26年の6,928人から、平成29年度には8,289人へと19.6%程度の増加が見込まれます。

認定者に占める利用者の割合（利用率）については、平成26年度から平成29年度にかけて79.3%から80.2%と若干の増加傾向となっています。

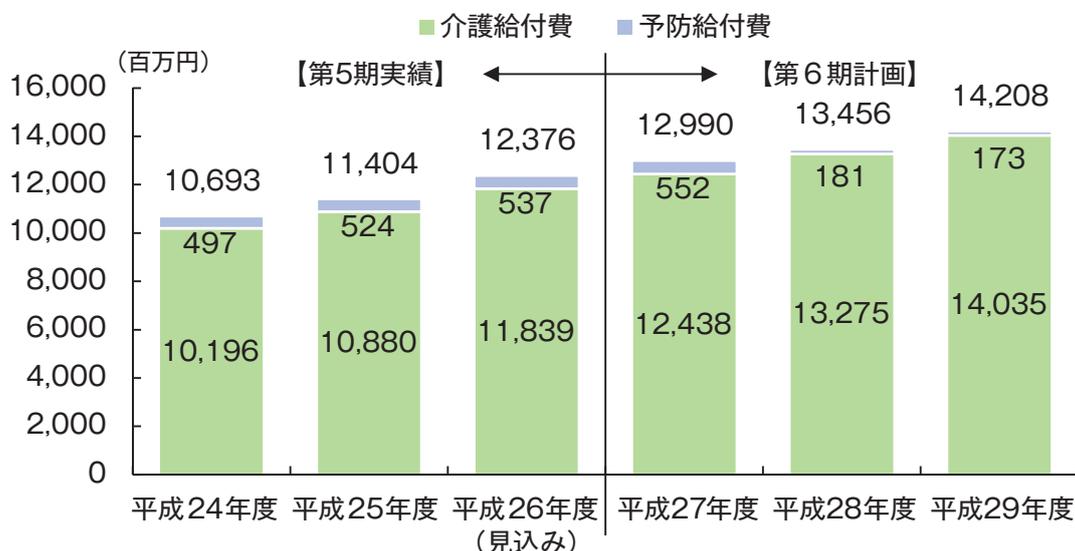
■介護保険サービス等の利用者数の見込み



4 介護保険サービスの給付費

利用者数の増加等に伴い、給付費についても平成26年度の約123億8千万円から、平成29年度には約142億1千万円にまで増加するものと見込みます。

■介護保険サービス給付費の見込み



介護保険財政と第1号被保険者保険料

1 標準給付費

標準給付費とは、総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加算したのになります。平成27年度から平成29年度までの3年間の標準給付費見込額は、約428億4千万円になります。

(単位：千円)

区 分	第6期計画			合計（3年間）
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
介護給付費	12,437,737	13,274,684	14,034,398	39,746,819
予防給付費	552,543	180,835	173,129	906,507
総給付費	12,990,280	13,455,519	14,207,527	40,653,326
特定入所者介護サービス費等給付額	364,215	364,341	378,721	1,107,277
高額介護サービス費等給付額	274,975	299,833	316,096	890,904
高額医療合算介護サービス費等給付額	42,592	46,515	49,085	138,192
保険給付費	13,672,062	14,166,208	14,951,429	42,789,699
算定対象審査支払手数料	15,905	17,212	18,061	51,178
標準給付費見込額	13,687,967	14,183,420	14,969,490	42,840,877

2 地域支援事業費

介護保険制度の改正により、地域支援事業が再編されました。地域支援事業費については、平成27年度から平成29年度までの3年間で、約20億9千万円を見込んでいます。

(単位：千円)

区 分	第6期計画			合計（3年間）
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
地域支援事業費	309,955	867,054	916,699	2,093,708
介護予防事業	66,198	0	0	66,198
介護予防・日常生活支援総合事業	0	606,562	640,207	1,246,769
包括的支援・任意事業	243,757	260,492	276,492	780,741

3 財源構成

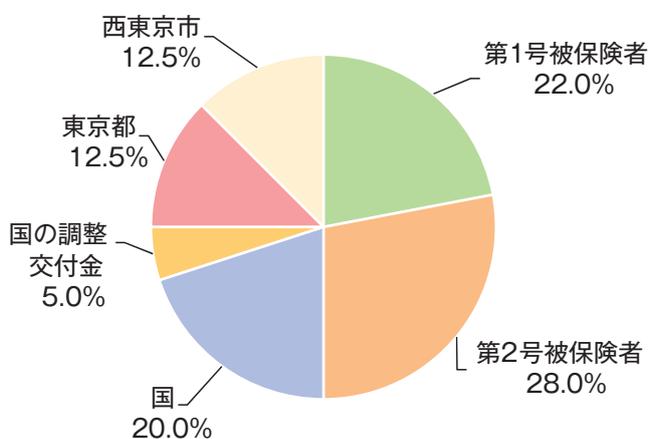
事業費の財源は、第1号被保険者(65歳以上)の保険料のほか、第2号被保険者(40～64歳)の保険料、国・都・西東京市の負担金等により構成されます。

第1号被保険者の負担割合は、第5期計画は21%でしたが、第6期計画では、第1号被保険者の増加により22%となり、それに伴い、第2号被保険者の負担割合も28%となります。

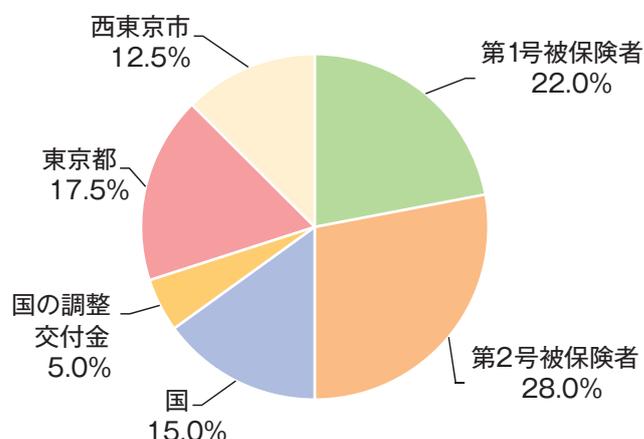
なお、第2号被保険者の介護保険料は加入している医療保険ごとに決まり、医療保険料と一括で徴収されます。

各医療保険者は、第2号被保険者の数に応じた額を社会保険診療報酬支払基金(支払基金)に納付し、支払基金は、全国の医療保険者から集めた納付金を各介護保険者に交付するしくみとなっています。

■保険給付費(居宅給付費)



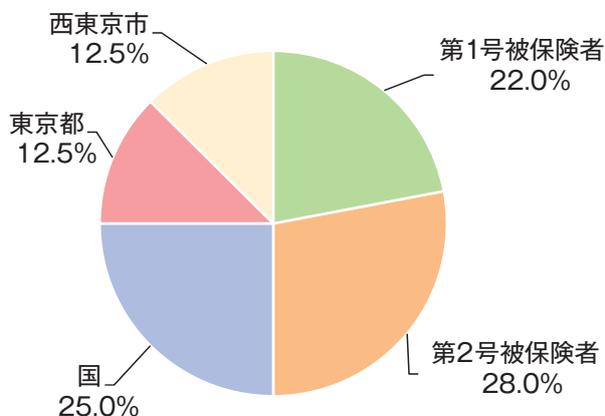
■保険給付費(施設等給付費)



(注) 1. 施設等給付費：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護にかかる給付費
2. 居宅給付費：施設等給付費以外の保険給付費

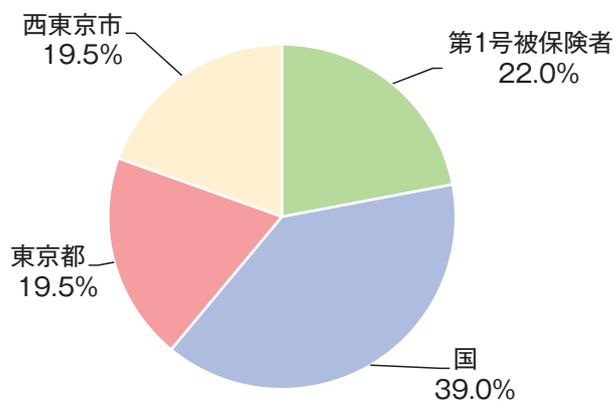
■地域支援事業費

(介護予防・日常生活支援総合事業)



■地域支援事業費

(包括的支援事業・任意事業)



4 第1号被保険者保険料

介護保険料は、計画期間3年間のサービス利用量を見込み、これに見合う保険料収入が得られるように設定します。

(1) 第1号被保険者保険料設定にあたっての考え方

① 保険料段階について

- ◎保険料段階については、基準額に対する保険料の負担割合の決定および第9段階以上の多段階設定が、各自治体の裁量で可能となります。
- ◎第6期事業計画では、課税層の一部の所得段階について、さらに細分化を行い、17段階に設定します。
- ◎国の所得段階基準で示す新7段階の下限が120万円、新第8段階の下限が190万円、新第9段階の下限が290万円となります。

② 介護給付費準備基金積立金の取り崩しについて

- ◎第1号被保険者の保険料は、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされており、西東京市では、中長期的に安定した財源確保を可能とする観点から、「西東京市介護給付費準備基金条例」を制定し、各年度の余剰金の範囲内で積み立てを実施しています。
- ◎第5期計画の保険料設定にあたっては、介護給付費準備基金を活用し、保険料の上昇の抑制を図りました。第6期計画においてもこの基金を活用し、第1号被保険者の保険料の上昇の抑制を図ります。

③ 保険料収納率について

- ◎第6期事業計画の予定保険料収納率については、今までの収納実績を考慮し、第5期に引き続き98.3%とします。

④ 調整交付金について

- ◎調整交付金とは、所得が全国平均よりも低く、また、後期高齢者が多いことにより介護保険の財源が不足することがないように、国が各地方自治体の財源5%程度を交付金として拠出し、自治体間の格差を調整するものです。
- ◎第6期計画での調整交付金の割合は、4.51%と見込みます。

⑤ 低所得者に対する第1号保険料の軽減強化

- ◎国は、高齢化の進行等に伴う介護ニーズの増大により介護保険料の上昇が続く中、平成27年4月から給付費の5割の公費負担に加えて別枠で公費を投入し、世帯非課税層にあたる低所得者の保険料負担の軽減強化を図るとしています。
 - ◎消費増税の延伸に伴い、平成27年4月からは第1段階、平成29年4月からはさらに第2段階及び第3段階が軽減強化の対象となる見込みです。
- なお、軽減強化のための財源は、国1/2、都1/4、市1/4を負担します。

(2) 第6期における第1号被保険者の所得段階別保険料

西東京市の第1号被保険者に係る第6期計画の介護保険料は、17段階制、基準額は、年額68,200円(月額5,691円)となります。

区分	対象者	保険料率	第6期 保険料額	(参考) 第5期 保険料額
第1段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方、又は生活保護の受給者、又は老齢福祉年金の受給者であって、世帯全員が住民税非課税の方	0.43	29,300円 (2,448円)	26,400円 (2,200円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方であって、第1段階に該当しない方	0.64	43,700円 (3,643円)	39,200円 (3,274円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、第1段階又は第2段階のいずれにも該当しない方	0.67	45,700円 (3,813円)	41,100円 (3,428円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.88	60,100円 (5,009円)	54,000円 (4,502円)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円より高い方	1.00 (基準額)	68,200円 (5,691円)	61,300円 (5,115円)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.15	78,500円 (6,545円)	70,500円 (5,883円)
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.25	85,300円 (7,114円)	76,700円 (6,394円)
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	102,400円 (8,537円)	92,000円 (7,673円)
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	1.65	112,600円 (9,391円)	98,200円 (8,184円)
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.75	119,500円 (9,960円)	107,400円 (8,952円)
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	1.80	122,900円 (10,244円)	
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	1.85	126,300円 (10,529円)	113,500円 (9,463円)
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	1.90	129,700円 (10,813円)	
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	1.95	133,100円 (11,098円)	119,700円 (9,975円)
第15段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	2.00	136,500円 (11,382円)	
第16段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	2.20	150,200円 (12,521円)	128,900円 (10,742円)
第17段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	2.30	157,000円 (13,090円)	135,000円 (11,253円)

- (注) 1. 保険料額の上段は年額、下段は月額である。
 2. 保険料額は年額で決定するため、月額はあくまで目安であり実際の徴収額とは異なる。
 3. 前年の合計所得金額とは、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の合計所得金額である。
 4. 平成29年4月より、国の低所得者に対する保険料負担の軽減対策として、第1段階から第3段階の保険料率が軽減される見込みである。

西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)【概要版】

平成27年3月

発行 西東京市
 編集 西東京市福祉部高齢者支援課
 ☎202-8555
 東京都西東京市中町一丁目5番1号(保谷庁舎)
 ☎042-464-1311(代表)



「いいーな」
 ©シンエイ/西東京市

2100
 高齢/バリアフリー100%再生紙を使用